



自家発電入門 12

電気事業法による自家発電設備の保安規制（その10）

12月号では、11月号の使用前安全管理検査に引き続き、定期安全管理検査（定期事業者検査と定期安全管理審査）について紹介いたします。

Q 1

「定期安全管理検査」について教えてください。

A 1

定期安全管理検査には、「定期事業者検査」と「定期安全管理審査」があります。

定期安全管理検査は法第55条に規定され、対象となる電気工作物を特定電気工作物として、その設置者が定期事業者検査を行い、その結果を記録し保存することとされています。

その後、設置者の申請により国等による定期安全管理審査が実施されます。

（1）定期事業者検査の対象設備

自家発電設備に関するものとして施行規則第94条では、次のものが規定されています。

また、非常用予備発電装置は除かれています。

① ガスタービン発電設備

（発電出力1,000kW以上のもの（内燃ガスタービン

にあつては、燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給するガス圧縮機等が**高圧ガス***1を用いる場合)

*1 高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガス

(2) 定期事業者検査の実施時期

定期事業者検査の実施時期は、施行規則第94条の2第1項で、次のとおり規定されています。

① ガスタービン発電設備

(出力10,000kW未満のもの)

運転が開始された日、又は定期事業者検査が終了した日以降3年を超えない時期

② ガスタービン発電設備

(出力10,000kW以上のもの)

発電設備は運転が開始された日、又は定期事業者検査が終了した日以降2年を超えない時期
また、上記①、②によらず、産業保安監督部長が定める時期に定期事業者検査を実施できる場合について施行規則第94条の2第2項で、次のとおり規定されています。

- ・ a又はbの組織であると評定されたとき
 - a 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織
 - b 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織
- ・ 使用の状況から上記①、②の時期に定期事業者検査を行う必要がないと認め産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき
- ・ 災害等やむを得ない事由により時期を定めて承認したとき

(3) 定期事業者検査の確認事項と方法

定期事業者検査は、法第55条第2項で、技術基準に適合していることを確認することと規定されています。

定期事業者検査の方法について施行規則第94条の3で、次のとおり規定されています。

- ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- ② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

また、定期事業者検査の具体的な方法等について「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」(平成29年3月31日付け、20170323商局第3号)、並びに「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(令和3年4月14日付け、20210412保局第1号)が示されているので参照してください。

(4) 定期事業者検査の記録と保存

① 定期事業者検査の記録する事項

定期事業者検査の結果の記録事項は施行規則第94条の4第1項に、**表1**のとおり規定されています。

表1 定期事業者検査で記録する事項

1	検査年月日
2	検査の対象
3	検査の方法
4	検査の結果
5	検査を実施した者の氏名
6	検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
7	検査の実施に係る組織
8	検査の実施に係る工程管理
9	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
10	検査記録の管理に関する事項
11	検査に係る教育訓練に関する事項

② 定期事業者検査の記録の保存期間

結果の記録の保存期間は、施行規則第94条の4第2項に、**表2**のとおり規定されています。

表2 検査記録の保存期間

第1号から第6号まで	最初の安全管理審査の通知を受けるまでの期間又は5年間のいずれか長い期間
第7号から第11号まで	当該定期事業者検査を行った後、最初の通知を受けるまでの期間

Q2

「定期安全管理審査」について教えてください。

A2

定期事業者検査を実施する設置者に対して、定期安全管理審査を受けることが規定されています。定期安全管理審査は、設置者の申請により実施されます。

(1) 審査事項

審査事項は、法第55条第5項で定期事業者検査の実施に係る組織、検査方法及び工程管理、並びに施行規則第73条の8で規定されています。

- ① 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ② 検査記録の管理に関する事項
- ③ 検査に係る教育訓練に関する事項

(2) 定期安全管理審査の時期

定期安全管理審査の時期は施行規則第94条の5第1項により、表3のとおり定められています。

(3) 審査機関

審査は経済産業大臣の登録を受けた者（登録安全管理審査機関）、又は経済産業大臣が行うこととされており、火力発電設備は登録安全管理審査機関が行うことが施行規則第94条の5の2で規定されています。

(4) 審査・評定と結果の通知

使用前安全管理審査を準用して運用されています。登録安全管理審査機関が行った審査結果は、遅滞なく経済産業大臣に通知され、経済産業大臣は、その結果に基づき総合的な評定を行い審査、及び評定の結果を設置者に通知することとされています。

なお、この定期安全管理審査の具体的な方法等については、「使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）」（平成29年3月31日付け、20170323商局第3号）が示されているので参照してください。

表3 定期安全管理審査の時期

特定電気工作物を運営する組織の評定等の状況	実施時期
一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったもの	前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期
二 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったもの	前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期
三 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったもの	前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期
四 前各号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織	当該体制を維持することが困難となった時期
五 第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの 第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの 第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの	定期事業者検査を行う時期
六 前各号に規定する組織以外の組織	定期事業者検査を行う時期